

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（県議会議案「指定管理者の指定について」に対する意見）

生涯学習振興課

1 概要

令和4年第7回沖縄県議会に知事が提出を予定している議案「指定管理者の指定について」に係る、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取に対する回答について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がないことから、令和4年11月21日に、「沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則」第7条第1項に基づき、教育長による臨時代理により回答した。

2 「指定管理者の指定について」の概要

- (1) 沖縄県立糸満青少年の家の管理は、地方自治法第244条の2第6項及び沖縄県立青少年の家の設置及び管理に関する条例第7条に基づき、平成22年4月から指定管理者が行っている。
- (2) 現指定管理者の指定期間が、令和5年3月31日に満了することから、令和5年度からの新たな指定管理者の指定を行う必要がある。
- (3) 令和4年10月21日に開催した「沖縄県立青少年の家に係る指定管理者制度運用委員会」において、NIKKEI・DAIKENコンソーシアムが各事業の展開等について評価され、総合評価が第1位であることから、糸満青少年の家の管理運営を最も適切に行うことができる団体と認められたため、候補者として選定された。

乙第28号議案

公の施設の名称 : 沖縄県立糸満青少年の家
指定管理者となる団体 : NIKKEI・DAIKENコンソーシアム
代表者 那覇市安里1丁目1番53号
専門学校那覇日経ビジネス
構成員 那覇市おもろまち1丁目1番12号
株式会社沖縄ダイケン
指 定 の 期 間 : 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

3 臨時代理した意見の内容

議案「指定管理者の指定について」については、異議がない旨を回答した。



指定管理者の指定について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 公の施設の名称 沖縄県立糸満青少年の家
- 2 指定管理者となる団体 NIKKEI・DAIKENコンソーシアム
代表者 那覇市安里1丁目1番53号 専門学校那覇日経ビジネス（設置者 浦添市城間三丁目15番5号 島袋永伸）
那覇市おもろまち1丁目1番12号 株式会社沖縄ダイケン
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

令和4年11月30日提出

沖縄県知事 玉 城 康 裕

理 由

公の施設について指定管理者の指定をするには、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。